

鳥取県産業技術センターにおける研究費不正使用防止計画

平成21年9月8日制定

平成24年4月1日改正

1 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
<p>・明確化した競争的資金の責任者とその責任範囲・権限について、</p> <p>①人事異動等による責任者の交代により後任者が十分な認識を有していない。</p> <p>②時間の経過によりセンター内での認識が低下する。</p>	<p>①責任者の交代時においては、十分な引継ぎを行うとともに、担当部署による説明を行う。</p> <p>②センターで定めた競争的資金の責任者とその責任範囲・権限についてホームページで公開し常にセンター内に周知する。</p>

2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
<p>研究費の使用ルールとその運用が乖離する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究職員、事務職員を対象としたアンケート調査、ヒアリング等を年1回以上実施しルールの運用実態の把握に努める。 ・使用ルールとその運用に乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じてルール変更等も含めた対策を講じる。
<p>使用ルールについて誤った運用が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールのマニュアル化により、適切な運用を促進する。 ・ルールについて研究者等に疑問が生じた場合には、設置した相談窓口において対応することにより誤った運用を事前に防止する。
<p>コンプライアンスに対する関係者の意識が低下する。</p>	<p>関係者の意識向上等を目的とした説明会等を年1回以上実施する。</p>

3 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
<p>予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。</p>	<p>予算科目別、科別の予算執行状況を毎月幹部会等に報告し、予算の執行状況を把握するとともに、計画との大幅な乖離等がある場合は是正を指導することにより年間を通じたバランスある予算執行を実現する。</p>
<p>カラ出張、旅行日程の水増し、日程のねつ造、航空券の不当取扱い等の不正が発生する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出張に関する出張伺から旅費の精算までについて、庁内LAN上に構築した旅費システムにより処理する。 ・出張する職員に出張伺いを提出させ、命令権者が旅行の内容、出張先、相手方、出張期間、支給旅費及びこれらの関連等を精査して承認する。 ・命令による出張を完了した職員には出張復命書を提出させ、命令権者が出張伺や他の提出資料等との関係を点検、確認する。 <p>なお、用務を達成したことを証明する資料等が添付されていない等の不備がある場合は承認しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不合理な出張計画を発見しやすくするため、職員の出張状況表を月別、個人別に作成する。

不正発生要因	具体的防止計画
臨時職員の出勤簿等の改ざん、カラ雇用等が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室に設置した出勤簿に、出勤後直ちに出勤時間等を自書、押印するとともに、退庁時においても退庁時間を自書することとし、厳格なチェックを行う。 ・臨時職員を雇用する場合は、執務初日等に部局責任者等が辞令を交付することとし、本人確認及び勤務場所の確認を行う。 ・臨時職員の勤務実態を把握するため、企画総務部の担当者が不定期に臨時職員の執務場所に赴き、勤務確認を行う。
会議費の支出において研究遂行に必要なでない飲食が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「食糧費執行基準」に基づき、食糧費事前伺を提出させ、当該支出の妥当性を事前にチェックする。 ・また、実施後速やかに会議等報告書を提出させる。 ・なお、業者からの請求書等には飲食の内容等を明確に記載させることとする。
納品検査を行う職員の役割等が不明確となり納品の事実が確認できず、架空納品により業者への預け金が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・整備した納品・検収体制に基づき、検収責任者等の職員を配置し、当該職員が検収を行う。 ・なお、不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等の処分を行う。
内部監査において直接経費をその主な対象とせざるを得ないことから、間接経費の適切な使用が保てなくなる。	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上、内部監査時に不正防止計画推進職員が間接経費の執行状況をチェックする。 ・間接経費の不適切な使用がある場合は、国等の要領に基づいた使用を指導する。

4 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	具体的防止計画
不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	利害関係のない企画総務部長に通報窓口としていることをホームページ等で公開する。
行動規範や使用ルールに関する理解が不足する。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究職員、行政職員を対象としたアンケート調査、ヒアリング等を年1回以上実施し行動規範やルールの理解度を把握する。 ・公的資金の採択に当たっては、説明会や研修会による周知活動等を強化する等の対策を講じる。 ・行動規範等をセンターホームページ等に掲示することにより、その浸透に努める。

5 モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的防止計画
国等財政支援機関の制度変更により、整備した公的研究費の管理・監査体制及び不正防止計画が適切なものでなくなる。	企画総務部において、管理・監査体制や不正防止計画の適格性を年1回以上確認し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つ。